

庁議付議事案書

開催・令和2年6月17日

所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子	
件 名	令和2年度東大和市ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業実施 要綱について	区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係規則				
事項 部課 機関	財政課、会計課			
1. 要旨				
新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別の給付金を支給する。				
(1) 支給対象者				
①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者 ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者				
(2) 支給額				
【基本給付】1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 【追加給付】①・②のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が減少している旨の申出があった場合は、1世帯5万円				
(3) 施行日 決裁日から施行する。				
(4) 影響及び効果				
ひとり親世帯の生活を支援することにより、福祉の増進を図ることができる。				
2. 経過(現時点に至るまでの経過)				
・令和2年5月27日 開議決定 ・令和2年5月28日 東京都から、実施に係る通知(厚生労働省通知)を收受 ・令和2年6月12日 国予算成立				
3. 留意事項(問題点等)				
1 (1) ③の対象者については、事前に把握することができず、個別の通知が困難であることから市報や市ホームページ等を活用し、広く周知を行い、申請勧奨を行うことが必要である。				
4. 主管部処理案(検討結果等)				
庁議終了後、速やかに制定事務を行いたい。				
5. 審議結果				

注: 定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。